

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。5月も下旬に入り、新緑の季節を迎えました。暑さも日ごとに増してきましたので弊社ではクールビズを開始しております。見た目も軽やかにこれからの季節を乗り切って業務に励んでいきたいと思っております。今回は、コロナ5類移行に伴う税務上の取扱いの一部についてご案内いたします。

申告期限延長について

納税者又は税理士等が新型コロナに感染するなど、新型コロナの影響により、申告書など国税の申告等の手続に必要な書類等の作成が遅れ、期限までに申告等を行うことが困難な場合は、個別指定による申告期限の延長が認められることとされています。

具体的には、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められることとなります。

また、その理由の内容等について税務署からお尋ねされる場合もございます。

オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用について

新型コロナ感染防止を目的に導入したオンライン診療料等を個人で負担する場合の医療費控除の取扱いは、費用別に下記のとおりとなります。

①オンライン診療料

医師等による診療や治療のために支払った費用については医療費控除の対象となります。

②オンラインシステム利用料

医師等による診療や治療を受けるために支払ったオンラインシステム利用料については、オンライン診療に直接必要な費用に該当するため、医療費控除の対象となります。

③処方された医薬品の購入費用

治療や療養に必要な医薬品の購入費用に該当する場合は、医療費控除の対象となります。

④処方された医薬品の配送料

医薬品の配送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しないため、医療費控除の対象となりません。

企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱いについて

業務のために通常必要な費用（例えば通勤時に使用する通常必要なマスク等の消耗品費等）について、その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません。

（企業がマスク等を直接配付する場合も同様です。）

（出典：国税庁「令和5年5月7日までの国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの税務上の取扱いに関するFAQ」（令和5年5月8日更新））

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350